

1. 見直しに向けた基本的考え方

地方分権を推進する中で、廃止を含めた直轄事業負担金の抜本の見直しを国に求めていること等も踏まえ、県事業に係る市町村負担金のあり方について、県・市町村の共通理解に基づく制度として再構築するため、全国に先駆けて抜本的な見直しを実施する。

2. 見直しのポイント

(1) 情報提供の充実(平成21年度から実施)

時期 7月末から8月中旬(今年度の負担金に係る市町村との協議に際して実施)

内容 平成20年度及び21年度の事業明細(国庫補助事業の完了実績報告書に準じる)

方法 地域振興局等から各市町村に対し説明

(2) 対象事業、対象経費の見直し(平成22年度当初予算に反映)

維持管理的経費に係る負担金の原則廃止(影響額:130百万円程度)

維持管理的経費については、管理主体が負担すべきとの観点から原則廃止する。

- ・ 単県道路維持修繕費(手取本町地下道、光の森自由通路分)
- ・ 単県舗装補修事業
- ・ 単県漁港浚渫事業

事務費に係る負担金の廃止(影響額:130百万円程度)

事務費については、事業実施に必要な経費で構成しているものの、市町村毎の負担対象経費を区分経理するには限界があり、また、事務処理が膨大になる恐れがあることから、原則廃止する。

道路関係事業に関する抜本の見直し

道路特定財源の一般財源化に伴う交付金制度等の制度改正に伴い、対象事業のあり方、さらには県道管理等の市町村への権限移譲も含め抜本的な見直しを進める。

(3) 負担割合の全般的検証・見直し(平成22年度当初予算に反映)

現段階の全国調査では、負担割合の水準については概ね妥当と考えているが、現在実施している詳細調査や市町村との意見交換を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

(4) 市町村との協議の場の設置(平成22年度から実施)

市町村負担金を徴する県事業の予算化・実施等に際し、市町村の意見が十分反映されるよう、各地域振興局毎に、「県事業市町村負担金に係る県・市町村連絡会議(仮称)」を新たに設置する。

3. 公共事業費の総額の確保

今回の見直しに係る影響額については、財政再建戦略に掲げた削減目標には直接反映させず、財政再建戦略の取組み全体の中で調整を図ることとする。

4. 今後のスケジュール

- ・ 7月24日(金)見直しに関する県の考え方を市町村に送付し、各市町村での検討を要請。
- ・ 8月20日(木)都市財政課長会議、27日(木)町村会評議員町村財政担当課長会議。
- ・ 必要に応じ、県市長会、県町村会に報告。

(参 考) 市町村負担金の状況 (平成 2 1 年度当初予算ベース)

(単位: 百万円)

	事業数	事業費	市町村負担金
農林水産部関係	37	18,281	1,725
土木部関係	26	17,444	2,123
合計	63	35,725	3,847

連絡先

総務部財政課 内線 (3276) 千田

電話 096-333-2084 (直通)

FAX 096-382-7815